

富山市ベンチ購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、歩行者が気軽に利用できる場所にベンチを設置する者に対し、ベンチ購入の費用に対する補助金を交付することにより、歩きたくなるまちづくりを推進することを目的とする。

2 この要綱による補助金の交付に関しては、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号）その他の法令及び関連規則等のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

(1) 地権者等 地権者及び地権者から土地を借り受けている者

(2) 地域団体 次のいずれかに該当する者

ア 自治会・町内会 市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

イ その他 上記アに準ずるものであって、的確な管理能力を有すると認められる団体

(仕様)

第3条 この要綱におけるベンチは、次の各号の全てに適合するものでなければならない。

(1) 地権者等又は地域団体が自ら製作したものでないこと。

(2) 一般的な使用環境において十分な安全性を有すること。

(3) 再生木材を使用する等の耐久性への配慮がされていること。

(4) 座面高や座面奥行等について高齢者の利用に配慮されていること。

(5) 企業広告を主目的としたものでないこと。

(管理)

第4条 管理及び維持補修について、ベンチを設置する地権者等又は地域団体が責任をもって行うものとする。

(設置場所)

第5条 この要綱によるベンチ購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となるベンチは、原則として屋外の場所に新たに設置するもので、次の各号のいずれかに該当し、地権者等の同意が得られるものとする。

- (1) 不特定多数の歩行者が利用できる道路沿いの場所
- (2) 公共的機能を有する場所

(補助金交付対象者)

第6条 補助金の交付対象は地権者等又は地域団体とし、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本市の市税に係る徴収金を滞納していないこと。
- (2) 次のいずれかに掲げる者に該当しない者であること。

ア 国又は地方公共団体

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

エ その他市長が不相当と認める者

(補助金の額)

第7条 補助金の交付対象となる経費は、当該年度内に設置されるベンチ購入に要する費用（運搬費、設置費、消費税及び地方消費税を含む。）とする。

- 2 補助金の額は、予算の範囲内において、ベンチ購入に要する費用の3分の2の額とし、1基あたりの補助上限額は10万円、1申請あたりの補助上限額は20万円とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする地権者等又は地域団体（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 富山市ベンチ購入費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) ベンチ購入予定額のわかる書類
- (3) 地権者等の権利を証明する書類
- (4) 地権者等の同意書（様式第2号又はこれに準じるもの）
- (5) 設置場所の写真、位置図
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、次の各号に掲げる範囲とする。

- (1) 1申請者あたり年度内に1回
- (2) ベンチ1設置箇所あたり2基

(補助金交付の決定)

第9条 市長は、第8条に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めた場合は、富山市ベンチ購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金事業の変更及び取下げ)

第10条 申請者は、前条第1項の規定による補助金交付決定を受けた後、交付申請の内容を変更しようとする場合は、富山市ベンチ購入費補助金変更交付申請書（様式第4号）を、交付申請を取下げようとする場合は富山市ベンチ購入費補助金交付申請取下げ届（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請があったときは、当該申請の内容を審査し、承認することが適当であると認めた場合は、富山市ベンチ購入費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとし、取下げの届出があったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(完了実績報告)

第11条 第9条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた申請者は、当該補助事業の完了後、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 富山市ベンチ購入費補助金完了実績報告書（様式第7号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 領収書の写し等支出の根拠を示す書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告の内容を審査し、補助対象となる事業が完了していることを確認後、交付すべき補助金の額を確定し、富山市ベンチ購入費補助金額確定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は前条の規定により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとし、申請者は補助金の交付を受けようとするときは、富山市ベンチ購入費補助金請求書（様式第9号）を提出しなければならない。

(処分を制限する財産等)

第14条 この要綱により設置したベンチは、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第18条第2号に規定する、市長が指定する財産に該当するものとする。

(交付決定の取消)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 規則第18条の規定に違反したとき。

- (4) その他市長が不相当と認める理由が生じたとき。
- 2 前項の規定は、第13条の規定による通知を行った後においても同様とする。
- 3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、富山市ベンチ購入費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、申請者に対し通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、富山市ベンチ購入費補助金返還請求書（様式第11号）により、期限を定めてその返還を請求することができる。ただし、この要綱により設置したベンチが供用開始から3年を超える場合はこの限りではない。

（細則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年8月5日から施行する。